事　務　連　絡
令和４年５月 20 日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

各 ｛都道府県／市区町村｝ 保育主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
子　ど　も　家　庭　局

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であり、会話をする際等には　マスクを着用していただくよう、様々な場面で国民の皆様にお願いしているところです。

このマスク着用に関しては、どういった場面で外してよいのかという声や、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響を懸念する声があります。また、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、マスクを着用していると熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。

令和４年５月 19 日の厚生労働省アドバイザリーボードにおいても、発達心理と保育の専門家からお話を伺うとともに、専門家有志から、屋外と子どものマスク着用についての考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを何ら変更するものではありませんが、今般、下記のとおり、

・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化するとともに、
・現在、オミクロン株の特徴を踏まえ、一時的に、対応を強化してきた保育所等における２歳以上の子どものマスク着用について、オミクロン株への対応以前の取扱いに戻す

こととしましたので（概要については別紙参照）、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、御願い申し上げます。なお、周知に当たってのリーフレットを追ってお示しする予定です。

記

１．屋外でのマスク着用について

・　ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、２メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。

・　徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。

　屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。

・　夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。

２．屋内でのマスク着用について

・　他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は、着用を推奨すること。

・　距離が確保できない場合で、会話を行うときはマスクの着用を推奨すること。

加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨すること。

３．子どものマスク着用について

・　子どものマスク着用については、これまでも２歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はないこと。

・　２歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和４年２月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取扱いについて、２月の変更前の取扱いに戻すこと。

・　具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

　なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう、追って、留意点を子ども家庭局保育課より保育主管部（局）に対しお示しする予定であること。

【問い合わせ】
（１及び２関係）
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）
Mail： variants@mhlw.go.jp
（３関係）
子ども家庭局保育課
Mail： hoikuka@mhlw.go.jp

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

別紙

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
  - ➢**基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
  - ➢**身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
  - ➢**就学前の児童（２歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

１．マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※２m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋　内（注）	屋　外	屋　内（注）	屋　外
会話を行う	着用を推奨する（十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可）	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①
・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②
・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③
・通勤電車の中

２．小学校就学前の児童のマスク着用について

○　**２歳未満（乳幼児）**は、引き続き、マスク着用は奨めない。

○　**２歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

（注）２歳以上については、本年２月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。